様式第29（第31条の２関係）

【書類名】 手数料補正書

【あて先】 特許庁長官　　殿

【国際出願の表示】

　【国際出願番号】

【出願人】

（【識別番号】）

　【氏名又は名称（日本語）】

　【氏名又は名称（英語）】

　【あて名（日本語）】

　【あて名（英語）】

　【郵便番号】

　【国名】

　【国籍】

　【住所】

【代理人】

（【識別番号】）

　【弁理士】

　【氏名又は名称（日本語）】

　【氏名又は名称（英語）】

　【あて名（日本語）】

　【あて名（英語）】

　【郵便番号】

　【国名】

【命令の日付】

【手数料補正】

　【補正対象書類名】

（【予納台帳番号】）

　【手数料の種類】

　【納付金額】

【提出物件の目録】

　【物件名】

〔備考〕

１　令第１条第２項の規定による命令に基づく手続の補正（法第18条第２項（同項の表３の項に掲げる部分に限る。）の規定により納付すべき手数料の納付の補正に限る。）をするときは、「【書類名】」を「手続補正書（国際予備審査請求書に係る補正）」とする。

２　「【手数料補正】」の欄については、納付すべき不足手数料の額の特許印紙をはるときは、その下に特許印紙の額を括弧をして記載し、「【補正対象書類名】」には「願書」、「国際予備審査請求書」のように補正する書類名を記載し、「【手数料の種類】」には「送付手数料」、「国際出願手数料」、「調査手数料」、「予備審査手数料」、「取扱手数料」のように納付する手数料の種類を記載し、「【納付金額】」には納付すべき不足手数料の額を記載し、「（【予納台帳番号】）」の欄は設けるには及ばない。特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第１項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【補正対象書類名】」には「願書」、「国際予備審査請求書」のように補正する書類名を記載し、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【手数料の種類】」には「送付手数料」、「国際出願手数料」、「調査手数料」、「予備審査手数料」、「取扱手数料」のように納付する手数料の種類を記載し、「【納付金額】」には不足手数料の額を記載する。法第18条第３項において準用する特許法第195条第８項ただし書の規定により、現金により不足手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第４項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【補正対象書類名】」には「願書」、「国際予備

審査請求書」のように補正する書類名を記載し、「（【予納台帳番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【手数料の種類】」には「送付手数料」、「国際出願手数料」、「調査手数料」、「予備審査手数料」、「取扱手数料」のように納付する手数料の種類を記載し、「【納付金額】」には納付すべき不足手数料の額を記載する。法第18条第３項において準用する特許法第195条第８項ただし書の規定により、現金により不足手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第５項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「【補正対象書類名】」には「願書」、「国際予備審査請求書」のように補正する書類名を記載し、「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【手数料の種類】」には「送付手数料」、「国際出願手数料」、「調査手数料」、「予備審査手数料」、「取扱手数料」のように納付する手数料の種類を記載し、「【納付金額】」には納付すべき不足手数料の額を記載する。法第18条第３項において準用する特許法第195条第８項ただし書の規定により、現金により不足手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「【手数料補正】」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、「【補正対象書類名】」には「願書」、「国際予備審査請求書」のように補正する書類名を記載し、「【手数料の種類】」には「送付手数料」、「国際出願手数料」、「調査手数料」、「予備審査手数料」、「取扱手数料」のように納付する手数料の種類を記載し、「【納付金額】」には納付した不足手数料の額を記載し、事務規程別紙第４号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。

３　その他は、様式第１の備考１から５まで、20及び21、様式第３の備考１から11まで、13及び15から20まで、様式第11の７の備考３並びに様式第27の備考２と同様とする。